

うるま市車両管理業務委託仕様書（案）

1.業務名：うるま市車両管理業務

2.業務の目的

車両のメンテナンスとマネジメントをアウトソーシングすることで包括的な管理を実現し、車両管理業務の軽減やコンプライアンスの徹底を図る。

3.履行期間

契約締結日の翌日から令和12年1月31日までとする。

なお、運用期間は、令和8年2月1日から令和12年1月31日までとする。

※契約日以降運用開始前日までは準備期間とする。

4.業務の内容：車両メンテナンス業務

①委託業務に含むもの

（ア）法定定期点検及び継続車検等定期点検

（イ）継続車検登録代行料及び収入印紙に要する費用

（ウ）スケジュール点検に要する費用

・エンジンオイル(オイルエレメントを含む。)等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換、補充

・摩耗度に応じたタイヤの交換(ホイールは現在装着中のものを使用)

(エ) 走行時における故障(ロードサービスを含む)、パンク修理等の故障修理。

(オ) 代車に要する費用(スケジュール点検を除く各種点検整備・故障修理時)

(カ) 運用期間中の重量税の納付

(キ) 運用期間中の自動車損害賠償責任保険の付保

(ク) 契約情報及び整備内容を閲覧できるweb情報サービスの提供

②委託業務に含まないもの

(ア) 車両に付随する架装部分(拡声器、福祉車両のスロープ・リフト等)の点検、修理及び取り替え

(イ) 文字・マーキング等のラッピングの書き換え又は張り替え

(ウ) 事故等の外的要因による修理

(エ) 自動車の品質や機能に影響がない経年劣化や感覚的な現象

(オ) 委託者の過失によるもの(キーの閉じ込み、ガス欠、燃料入れ違いなど)

(カ) 燃料の補給

(キ) 車両の清掃・洗車

③委託対象車両ほか各種情報

別紙Ⅰ「車両メンテナンス業務対象車両一覧」のとおり

※契約期間中の車両増減に対応すること

④車両の引き取り及び納車

点検・整備等に伴う車両の引き取り及び納車は、委託者の指定する場所（うるま市内）とする。

⑤その他要件

（ア）受託者は委託業務を行うため、委託者と受託者とで協議の上決定した工場（以下「指定工場」という。）において、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況に保つため、保守点検、整備及び維持管理の手続きを行い、車両故障時等の緊急時にも対応できるようその体制を整えておくものとする。

（イ）前項の指定工場の選定については、原則、うるま市内の整備工場を選定することとする。

（ウ）緊急時のトラブルに際し24時間365日問い合わせ可能な問合せダイヤルを有し、委託者が依頼したときは、直ちに対応できる体制を整えておくこと。

（エ）法定定期点検、継続車検の期日管理を確実に実施することができるよう、点検計画を作成し委託者に提供すること。

（オ）委託者は、点検・整備等を終えた車両を、指定工場から返還された際、指示した点検・整備等につき不良箇所を発見したときは、直ちに指定工場に再点検・再整備を指示することができる。ただし、受託者が保安上又は運行上の理由により再点検・再整備等の必要性がないと判断したときは、これを拒むことができる。

(カ) 委託期間中に、対象車両の低年式による修理不可等のやむを得ない理由、その他委託者が受託者に合意を得られた理由により、対象車両の委託契約の継続ができない場合においては、委託者は当該車両の委託契約を解除することができる。

(キ) 上記によらない委託者の都合による解約の場合には、受託者は解約手数料を委託者に請求できるものとする。

(ク) 受託者は本管理業務の最適化を実現させるため、以下のサービスを可能な限り行うものとする。

I メンテナンス報告書の提出

II 車両管理業務効率化への助言及び支援

III 燃料費・洗車費の支払い方法等、事務負担軽減につながる助言及び支援

5. 支払方法

委託料の支払いは契約締結後に、委託者と受託者とで協議のうえ決定することとする。

6. 特記事項

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約の変更又は解除することができるものとする。

7.その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

8.問合せ先

うるま市財務部資産マネジメント課

〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-923-7124

FAX：098-923-7627

E-mail：sisanmgt-ka@city.uruma.lg.jp